

# 経営者のための やさしい企業年金教室

平成24年6月29日

## 3時限目：「厚生年金基金って何？」

### ■厚生年金と厚生年金基金

厚生年金基金とは、厚生年金の一部（3分の1～4分の1程度の場合が多い）を企業や企業群が別途設立した厚生年金基金に移してその運用を代行させ、それに原則として企業が加算部分を上乘せして運用し、従業員の退職時に支給する制度のことです。

中小企業の場合、1社が独自にこうした基金を運営するのは難しい場合が多いので、同業種や同地域の企業が集まって「総合設立」します。（※5千人以上加入が要件。平成17年3月以前の基金設立では3千人が要件）

加算部分の上乗せ率は、かつては30%以上必要でしたが、現在では10%が要件になっています。上乗せ率の平均は27%ですが、最近では給付減額が続出しており、上乗せ率は低下傾向にあります。

問題は積み立てた資金の運用です。基金全体の87%が、今なお予定利率5.5%で回せば年金を払い続けることができるような制度設計にしたままです。もちろん、かつては運用収益が5.5%を安定的に上回る環境が続いていましたが、1990年代のバブル崩壊以降、度重なる市場の低迷で、各基金は運用損を累積させています。

### ■困窮する厚生年金基金の解決策は？

この結果、基金の総資産が、加算部分を含めた給付債務はおろか、代行部分の要積立額である最低責任準備金にも満たない、いわゆる“代行割れ”の状態に立ち至り、こうした“代行割れ”基金が全体の4割に達していま

す。

予定利率と実際の運用収益の差を今後の運用益でカバーしていくには、現在の受給者が増え続け長寿化が進む状況ではもはや困難であり、あえて高率運用を目指せば、大きな追加損失を被るリスクをおかすこととなります（ハイリスク・ハイリターン）。さりとて、これ以上の掛金の引き上げや給付減額はかなわないという基金が多く存在しています。

そうすると、残された選択肢は2つしかありません。①基金を解散するか、②企業として基金から脱退するか、です。

後者の脱退には、高額の一括拠出金を出さなければなりません。前者の“代行割れ基金”を解散するとした場合は、受給者が選択一時金に殺到したり、代行割れ部分の返済金の分割納入過程で倒産して払えなくなった企業の分を肩代わりするといった不確定的追加支出も覚悟しなければなりません。

平成24年6月現在、厚生労働省ではこうした部分に公的資金を使えないか検討中ですが、国の現下の財政状況を鑑みて、そうした不足分の満額補填は考えにくい状況にあるといえます。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会）岸田文夫

